

第2回高知県森林整備公社経営検討委員会

開催日時 平成22年1月29日(金) 13:00から15:30
開催場所 高知共済会館3階 中会議室
参加者 (委員)
根小田渡委員(委員長)、橋本誠委員、中越利茂委員、戸田文友委員、
金子努委員、高村禎二委員、武田裕忠委員、森永裕忠委員
(特別委員)
橋本勇特別委員
(高知県)
臼井林業振興・環境部長、安岡林業振興・環境副部長、
大野森づくり推進課長、久武企画監(分収林改革担当)
司 会 森づくり推進課 春山課長補佐

(司会)

時間となりましたのでそろそろ始めたいと思います。

事務局の方を担当しております森づくり推進課の春山といいます。よろしく願いいたします。

委員の皆様方には、お忙しいところ森林整備公社経営改革のために設置をいたしました高知県森林整備公社経営検討委員会にご協力を賜り、ありがとうございます。

早速ですけども、第2回目となります委員会を開催したいと思います。本日の日程は、お手元の会次第により執り行いたいと思います。

なお本日は、総務省のご出身でもあり、第3セクター等について造詣の深い東京平河法律事務所の橋本勇特別委員にお越しをいただいております。林業公社に関する国の動向とか全国の動向についてのお話をお伺いしたいと思います。

また、前回、所用により欠席をされておりました森永委員が、本日出席いただいておりますのでご紹介をいたします。

それと、本日参加をしております県の方を紹介をさせていただきます。

臼井林業振興・環境部長、安岡林業振興・環境副部長、大野森づくり推進課課長、久武森づくり推進課企画監がそれぞれ挨拶する。

(事務局)

その他、県の職員、多数参加をしております。

今から議事に入っていただきますけども、その前に資料のチェックをさせていただいた

と思います。お手元の方に資料1として、「林業公社会計基準の策定について」というものと、それから資料2として「社団法人高知県森林整備公社のこれまでの役割及び今後の役割、あり方」というもの、それから資料3としまして「考えられる今後の公社のあり方、方向性」、それから資料4としまして「公益法人制度改革の概要」、それと追加ですけども「総務省告示」を付けておりますが、ありますでしょうか。

それでは、根小田委員長に議長になっていただきまして、議事に入りたいと思います。根小田委員長、よろしくお願いいたします。

(根小田委員長)

はい、委員の皆様、本日は大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

本日の日程及び今後の予定等についてですが、本日の議事は会次第にありますとおり、「林業公社会計基準策定の進捗状況」「公社としての担うべき役割」「新公益法人移行の可否及び存廃を含めた方向性」について審議を行いたいと思っております。

次回の委員会で、この公社の今後のあり方についての大まかな方向性を示すという予定で検討を進めていきたいと思っております。そういうことでよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(根小田委員長)

それでは、そういうことで検討を進めさせていただきますが、本日の議事に入ります前に、先ほど事務局の方からご説明いただきましたように、東京の平河法律事務所の橋本勇特別委員にお越しいただいておりますので、橋本さんの方から国の動向、それから全国的な動向について少しお話を伺えればと思っております。

橋本特別委員、よろしくお願いいたします。

(橋本特別委員)

橋本でございます。前回、欠席いたしまして失礼しました。よろしくお願いいたします。それではちょっと座ったままで失礼します。

先ほど、総務省出身というご紹介があったんですが、その通りなんですが、総務省を離れてから20年経っていますから、そういう意味ではあまり関係ないと思っていただいた方がよろしいかと思っております。

ただ、そんな意味もありまして、総務省が平成18年でしたか、財政再建に関する、特に第3セクター等に関するいろんな問題を検討するという委員会に出席するようになりまして、その委員会で第3セクター等の改革のこんな考え方をやったらどうかという案が作成されまして、それを基にして総務省の財務局長が通知を出されるというようなそんな経過

になっております。

なぜ、第3セクター等が問題なのかというと、一言で言えば母体である県の財政的な体力がなくなってきたと、もうそれに尽きると言ってもいいだろうと思います。財政的に余裕があるときは、第3セクター等で、無駄と言うと語弊がありますが、多少無理をしなくても財政的な支援はできたけども、それができなくなっている。それだけではなくて、債務保証とか損失補償という形で第3セクターの負債がそのまま自治体の財政に影響する形になっている。

よく夕張、夕張と言われるんですが、夕張の破綻を受けて自治体の破綻を未然に防がなきゃいけないということで、いわゆる財政健全化法というものができて、その中で第3セクター等に対する保証なども加味して、将来の財政負担がどうなるんだということを指標化しようということになったわけです。

そうしますと、第3セクター等の経営状況がストレートに母体である自治体の財政に影響する。その結果、場合によっては、早期健全化対策とか、極端な場合はいわゆる財政再建団体というようなこともあり得るということで、従来ですとそれぞれの会計が別ですから、第3セクターなどの経営の悪化状況が、自治体にストレートに反映されなかったわけです。実際に補助金を出すとか、そういう段階にならないと反映されなかったのが、今度は現実にお金の出し入れがないままでも、いわゆる民間企業等の連結決算と同じで、そのまま反映されるということになって、第3セクターも含めた県の財政全体の状況が問題になってきたと。

先ほど冒頭で申し上げましたように、これは高知県に限らず全国の都道府県、あるいは市町村も含めて財政的に非常に厳しい状態に陥っているという中で、どうしていくんだということになっているわけです。

第3セクター等と、先ほど簡単に言いましたけども、中身は「地方道路公社」、それから「住宅供給公社」、それから「土地開発公社」といういわゆる特別の法律に基づいて設立されている地方公社、3つあるんですが、これともう1つは民法とか会社法という一般法に基づいて設立されたものがある。両方合わせて第3セクター等ということ言ってるわけです。

これが昨年末に総務省がまとめた数字ですが、全国で7,400あるというふうにまとまっています。前年が7,500でしたので、全国で100、第3セクター等、特に民法、会社法で基づいて設立されたものが減っているということになっております。それで、数字も、総務省の担当者もこんなに減っていくんだということ言ってたんですが、昨年末までの1年間で債務保証とか損失補償をしている総額が、8兆円から7兆5,000億円、5,000億が1年間で減っております。

一番借金が多いといいますが、損失補償、債務保証が多いのは何かというと、これはもう役所の人はずいぶん分かるんでしょうけども、土地開発公社とか道路公社、これが圧倒的に多いんです。

それ以外の林業整備公社を含むいわゆる第3セクター、いわゆる一般法に基づいて設立されている団体が、一昨年の秋に債務保証、損失保証が1兆9,000億円ありました。それが昨年末で1兆8,300億円と700億減っております。いわゆる林業整備公社、林業公社とか各団体、ちょっと名前は違いますが、まあ林業整備公社でいきますと、5,000億円あったものが4,400億円になっている。要するに600億円減っているわけです。ということはどういうことかと言いますと、普通にいわゆる第3セクターといわれる法人で1年間で700億円、損失保証や債務補償が減っていますが、その内の600億円が林業公社であると。ですから、各道府県の林業公社がそれだけ減らしていると。

ただこの減らしてる内容というのは正確には中身はよく分かりません。要するに、現金で返してなくなったのか、あるいは設立団体が引き受ける形で損失保証とか債務補償という定義から外れた結果なくなっているのか、そこまでの詳しいことは分かりません。ただいずれにしても全国で700億円の損失保証が、この1年間で整理されたということは数字上出てきているということでございます。

後は、具体的にはこれから検討されていく問題になりますが、要は今申し上げましたように、第3セクター等の経営状況がストレートに実際県の財政に反映する。それがストレートに県の財政運営を制限する形、そういう法律制度になってしまったので、その辺をどういうふうにしてやっていくといいのか。今の体制のままで経営の合理化等でやっていくといいのか、あるいはもう県が全部引き受けるといいのか、究極の選択でしたら、やめるというのものもあるのかもしれませんが、林業というのは非常に特殊な部分でありますんで、普通の観光関係だったらやめちゃえばいいというのものもあるのかもしれませんが、多分、林業の場合は、やめるという選択肢は事実上ないのかなという感じはいたしております。

それからもう一つ、その林業公社というのは、先ほど申しましたように他の第3セクターとはちょっと特殊な成り立ちがあるわけですね。国が関与して、はっきり言えば林野庁の推奨といいますか、こんなことをやったらどうだということに端を発して全国で公社をつくってやっていくという、そういう経緯があります。

それからもう一つは、森林というものの機能の問題があります。先ほど言いましたように単なる観光とはわけが違うというところがあります。

そういうことから、普通の第3セクターと同じようにするわけにはいかないだろうということで、林野庁と総務省で共同の研究会、自治体の方も参加されて研究会をおつくりになって、普通のものとはちょっと違うので、ある程度特別なことを考えなきゃいけないだろうと。ただ合理化、整理しなければいけないのは同じだけれど、その指標については考えなければいけないということで、一般の第3セクターにつきましては、法的整備、要するに会社更生でありますとか民事再生でありますとか破産でありますとか、そういう公的整理を原則ということにしていますが、林業公社についてはそれだけでは具合が悪いだろうということで、もう少し柔らかいといいますか、完全な私的整備というところとちょっと語弊がありますが、法的整備を少し融通のきく制度でやってもいいのではないかとということで、

去年の秋に総務省令が改正されて、いわゆる第3セクター債が使えるようになっていると
いうように理解しております。

全体の関係は、そんなことだと思いますが、最後になりましたけれども、もう一つは、
公社をどうするかという問題と事業をどうするかという問題は別の問題だと私は考えてお
ります。組織をどうするかということと事業をどうするかというのは、これは別個の問題
であって、それを混同すると非常に話が混線しそうな気がしますので、その辺は言わずも
がなであります。注意して進めていただけたらと思っています。

とりあえず、私からはそんなところです。

(根小田委員長)

はい、どうもありがとうございました。

ただ今、橋本特別委員から説明をいただいたのですが、ご質問等ございませんか。
この機会ですので、もしございましたらいかがでしょう。

その林業公社の場合にちょっと特殊事情があるとおっしゃったんですけど、同じように
この第3セクター、公社、全国に7,400ある中で林業公社と同じような性格をもった公社
というのはいくつかあるんでしょうか。

(橋本特別委員)

林業公社だけだと思います。

(根小田委員長)

だけですか。はい。

その他、ご質問等よろしいですか。また、審議の中でいろいろ橋本委員にご質問等ござ
いましたら、お出しいただければと思います。

それでは前回、事務局の方から高知県の森林整備公社の概要について説明をいただきま
したが、この概要について何かご質問とかご意見ございましたら、この機会に出してい
ただければと思いますが、いかがですか。

前回、説明を一通りお聞きしたんですけど、なかなか専門的なこともあって、よく分か
らない点なんかもあったと思うのですが、特にございませんか。

(高村委員)

これは、平成20年度の業務報告について資料6の中ですが、貸借対照表と正味財産増減
計算書総括表というのがあるんですけど、これは財産の増減した内容が貸借対照表に反映
されるというふうになってると思います。

例えば、造林起業というのが財産としてかなりの額、計上されてるわけですが、これが
この財産の増減の表の中のどこがここに反映されてできてるかとか、この増減表と貸借対

照表との関係で、数字がどういうふうになっているかとか、そこら辺をちょっと説明していただけたらと思うんですけど。

(根小田委員長) 事前

いかがですか、事務局の方。

(事務局)

すみません、高村委員さんの先ほど言ってた、資料6でよろしいでしょうか。

(高村委員)

資料6の方を私は見てはいましたが、どこでも説明しやすいところで説明していただけたら。

(事務局)

資料6の4ページでしょうか。これについては、資産、B/Sの総括表という資料が左の方にあるようですが、これで先ほど言われたように造林起業の増減ですか。

(高村委員)

はい、例えばですね。

(事務局)

はい、例えばこの森林資産、造林については、後で説明を差し上げたいと思ってたんですが、基本的には今の時価評価ではなくて、公社が投資をした経費をここへ積み上げていくと。いわゆる補助金を除いた金額をここに上げているということにして、それと負債が合うと。当然公社の場合は補助事業にしましても85%ございますし、当然今までの借入の金利も含めてあるんですが、それを借入で計上したときにここに計上すると。反対にいうと、造林起業につきましては時価ではなくて、今までに投資した額、いわゆる補助金を除いた額がここに上がってくる。

(高村委員)

それが、この右でいうとどこの金額になったというのかちょっと…

(事務局)

5ページですね、増えてくるとなると、このところは財産ですので…

(高村委員)

事業費になるんじゃないかと思うんですが、事業費とか配分金とか、経費が多分こちらに、これ、全部の経費がいつてるんですか。

(橋本特別委員)

16 ページ、17 ページのさっき委員長が提示したページの方が分かりやすいと思います。

(事務局)

そうですね。すみません、資料6の16、17で見ていただいた方が分かりやすいのかもしれませんが。

増減は、事業費の費用のところでございますので、どれがというのじゃなくて、さっきも言いましたように、事業にかかった経費については資産に上がっていくと。時価評価ではございませんので、各事業、団地いろいろあるんですけど、その事業いろいろあります。当然その分について、案分で上がっていく、トータルで上がっていくと。必要な経費は全部借入等々した分についてはですね、資産の方に森林勘定に上がっていく。

(高村委員)

これ、経常費用の総額と、これの増えた分が等しいということになるんですか。

(事務局)

どちらかというと、その中にも金利とかですね。諸々ありますんでですね。

(高村委員)

だからこの中の、じゃあほとんどはこれと等しいということなんですか、経常費用と。金利とかを除いた、人件費も全部含んでるといふ…。

(事務局)

人件費なんかも借入、賛助金という形で今まではやってましたので、その分の負担分については上がってきている。賛助金が増えた分についてはここに上がってくる。

個別といわれているほとんど事業がですね、収支が合わない時も実は資産で上げていって、借入と相対のところ合致する。だから、借入と反対に合っているとご理解いただいた方がいいんじゃないでしょうか。

(高村委員)

何が疑問かなと思ったかという、この16ページの表でいうと、造林起業のところ、固定資産の中の、これが大きな資産価値を持っているとバランスシート上はなっているわけですが、実際これを時価評価すると多分こんな金額にはならないであろうと。そこが多分

問題視されるべきところで、どうしてそういうふうになっているかという過去にこういうふうな経費をかけてきた、経費分だけの資産価値が実はないと。つまり無駄な経費を過去に使ってきたのではないかというふうなことが、推測されるんじゃないかと思うんですが。

この1年間だけ見ても分からないので、よかったです、初年度からずっとこの貸借対照表と損益計算書を出していただいて、どこでどういうふうな無駄があって、その無駄の根源というのは今も続いているのか、続いていないのか。そういうところをちゃんと見ることによって、それを民営化すれば無駄の根源というのはなくなるのか、それとも民営化しても同じことなのか、あるいは、今のままだもその無駄っていうのはなくなっていくのか、そういうところを見ていきたいんですが。私も不勉強なので、そういうことができないものでしょうか。

(武田委員)

会社の会計の基本のことをいうと、まず単年度で収支差額がゼロになっています。これ大昔から。それで、すべて借入金とか、借入金を打ち返した県からの昔の賛助金、今の貸付金、です。正味財産の計算書の一番最後を見ていただくと、増減はゼロになっていると思います。18 ページの一番最後です。3の正味財産、期末残高 3,000 万のまま増減がないということになっています。

これは公社特別なんですけど、実際生産作業を一切してませんので、毎年収入がない。だからかかった費用を造林起業、この起業費というのは、今までのかかった費用が全部入っていると思っていただけたらいいと思います。それらにかかった費用はこういうふうなお金を使って調達してきたかというのが、負債の部だと思ってください。

で、過去のを全部見たら分かるかという話なんですけど、それはちょっと全部、お話ししていいのかわからないんですけど、基本的なことをいうと、全部有利子負債でやりましたので、負債が全部起業費の中に入っている。無駄なことをしたのかどうかというのは、起業費の中の 270 億の内のおよそ 100 億は過去に払った金利だと思っています。これは、正確なことは県の方が出してくれると思いますけど。ですので、無駄なことをしたからということだけでなく、組織自体が不可能な制度を前提にしてやってたということなんですけども。

今逆に、今後どうしたらいいのかという話まで言っちゃうと、今度、有利子負債をどうやって切るかというのが最大の懸案で、事業を一切してない高知の林業公社というのは、今現在、利益事業をしてませんから。それと先ほど言った時価で評価とかいう話がありますけど、利子が入ってますからね。実際使った、例えば木を植えたとか、道を造ったとか、苗を買ったとかいうお金だけじゃないという部分が含まれている、というふうに理解していただけたら分かりやすいと思います。問題点はそこに1つ大きな問題があるという発想で見えていただければ。

過去の分については、どんな費用が入ってたかについて各々の年度の物を見てもあまり意味がないので、できればこの平成の21年3月現在、この起業費の内訳、例えば金利とか新植したときの事業費とか、それから、その後の間伐したときの事業費とかそれをどのくらい区分したのか、私は知りませんが、そのレベルで見えていただいた方が分かりやすいんじゃないかと思います。年々の物を見ても個別のアイテムが多くなりすぎて理解不能になると思います。

一応概略の説明で分かっていただけでしたか。

(根小田委員長)

よろしいですか、高村委員。

(高村委員)

はい。説明していただければ…

(根小田委員長)

どうぞ。

(橋本特別委員)

余計なことをちょっと付け加えますけども、今の関係なんですけど、先に武田さんからお話があったように、いわゆる3セク、公益法人も皆そんな関係なんですけど、かかった費用をそのまま財産にしてるんですね。要するに100万円使ったら100万円はそのまま財産が増えたんだというふうに、簡単にそういう計算をしてやっているものですから、無駄か無駄でないかという、そもそも評価してないんです。これが有効であったかどうかという評価抜きに金利を払ったんだから、その分財産が増えてるはずだということで、資産を増やしてるということをやってみて、それがこういう見たところ健全なんだけど、中見るとさっぱり分からない、もっとよく見ると真っ赤々という、非常に変な財務諸表になっていて。

財務諸表が、多分企業でいっているような財務諸表の機能を果たしていないということを前提にお考えいただいた方がよろしいんじゃないかならうかと。ですから、その辺から全部洗い直して、それで資産の評価という話になってくる。それをやると本当の姿が出てくると、じゃあこれをどうするんだと、それで最終的な問題はさっき武田先生がおっしゃった有利子負債をどうするかという話になる。

有利子負債をなんとかしようということで国の方で法律を作ったのが、いわゆる第3セクター債ということで、公社が利子を払うのは、この森林整備公社がそうですけど、そもそも収入がないわけですから、利子が払えるはずはないんですね。ですからそれをいわば県に付け替えちゃって、県の方が県の借金、起債、正規の起債を起こして、それは県の方

で処理してもらおうと、森林整備公社としては有利子負債はもうなくしちゃおうと、そういうことができるようにしたというのが、国のいわゆる第3セクター債。これは国の方ができるようにただけであって、やれといているわけじゃないですが、その辺を含めてどうやっていくかというのが、ここで決めていかなきゃいけない、考えていかなきゃいけない問題だろうと思います。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございます。

その他、前回の概要を…どうぞ。

(森永委員)

すみません。こないだ来てないんですけど、今の話ですと事業をしてないということがありましたんですが、ここにある事業収益というのは、これは違うんですか。

質問の意味よろしいでしょうか。先ほど、事業をしてないというお話だったんですけど、この17ページでいきますと事業収益というのが6,800万円くらい上がってますけど、これは事業をしてないということではないのでしょうか。

(橋本委員)

私は昨年、整備公社さんのことをいろいろ伺いましたんで、一応、大まかなところで把握してるんですが、伺っているのは、間伐ですとか最低限の事業、今、公社さんがされてるのは60年80年と木の育林なわけなんですけど、その60年80年経つまでに最低限、木を間伐してですね、それを売却、一部しているということで事業収入が一部上がってきていると伺っています。

で、先ほどの、またこれ余計なことかと思うんですが、貸借対照表と正味財産増減計算書の関係ですね、今そのかけてる経費をそのまま資産に計上されてるということなんですけど、それはその通りかと思うんですが、細かく説明させていただくと、固定資産は貸借対照表を見ますと前年度と当年度で約2億3千万増えているんです。

経常費用を正味財産増減計算書で見ますと、6億4千2百万経費がかかっているんですね。もしこの経費をすべて固定資産に計上するというのをしたら、固定資産は6億4千2百万増えているという理屈になるんですが、今、申し上げた間伐の収入がありますので、そういったものが結局事業費に一部充てられているということになりまして、結局、固定資産に計上してあるのが、経常収益の中に固定資産繰入金というのが2億3千万円ほどありまして、結局この金額が固定資産、増えている額に合ってきているのかなと。細かく合っていないんですけど、そういう構造、関係になっているのかなと。

ですので、その年度でいくら費用がかかったかというのが正味財産増減計算書を見たときの経常費用の額、6億4千2百万ですね。その内、収入で充てられてる部分があるので、

充てられなかった残りの2億3千万ほどが固定資産の増加、固定資産として増えていっているという理屈だと思います。

更にその2億3千万が何かと見ていくと、経常費用の中に支払い利息が2億ほどありますんで、まさに積み上がってる内容は何かというと利息分が資産として増えていってると。ですので今は正に金利だけ払うために県のお金が公社の方に払われてるということかと思えます。

(根小田委員長)

よろしいですか。

(森永委員)

すみません。まだよく分からないです。

(根小田委員長)

どうぞ。

(森永委員)

この収益、間伐収入というのは、これは引いた金額なんですか。6,800万くらいありますけど。その辺りがよく分からないんですけど、これは事業としてやられてるんですよね。

(武田委員)

いいですか。事業というと、言葉の使い方が悪いかもしれないんですけど、要は主たる事業ということで、主伐に必ず収入を上げてないという意味です。

それからもう一つの事業をしてないという意味は、新たな新植、新しい山を開発するという意味での事業はしてないという意味で、要は整備の事業とかそういうものは粛々とやってるんですけども、そういう事業はしてないということです。だからこのいろいろ出てるじゃないのという、そういう意味での日々の運営はしてるんですけど、事業というメインの方は新たな新植はしてない、ただ間伐とかはやってますよということです。

それと、もう一つの事業してないとよく言われる言い方の中に含まれているのは、主伐はほぼやってない、時々やってるみたいですが、ほぼやってないという二つの意味合いがあって、事業をしてないという言葉、私の場合その二つ使ってます。

(根小田委員長)

よろしいですか。

(森永委員)

はい。

(根小田委員長)

管理とか育林とか間伐とかいうのはやってるんだけどもって、新規の植林だとか、いわゆる育ったやつを切るやつですね、それはやってないことですね。

(事務局)

すみません。事務局の者ですが、事業をやってないというのは、先ほど武田先生もおっしゃっていただいたように事業はしてます。ただ、先ほど言いましたように主伐とか収入間伐、いわゆる間伐、木を育てるとかいう事業はやってまして、それは収入間伐もやってまして、収入も上げるようにしております。

それから公認会計士の橋本先生からおっしゃっていただいたように、国の有利子負債の利息が2億超ございますので、それが乗かって、それと事業活動収支についてもまだ赤字でございますので、その分が乗かかると。基本的には、利息分がそのまま資産に乗かって、その利息分については、うちの方は借入金、貸付金をしてましたので、その分負債が増えてるということで、B/S上はバランスがとれてるということでございます。

それを前回ちょっとお話をさせていただいたように、24年度に事業活動の収支を均衡しようとしておりますので、もしその資産が増えれば有利子負債の分だけが増えていくと、全部そこだと。それで黒字になればその分減ってきますので、資産の計上の進捗が鈍化するということです。

今のおっしゃっていただいたように林業公社の特異な会計基準をやってまして、今のところこの会計基準でやると欠損、赤が出ないというような処理をしているということでございます。

(根小田委員長)

はい、よろしいでしょうか。その他、整備公社の概要についての前回の説明を受けてのご質問等、特にございませんでしょうか。どうぞ。

(橋本委員)

はい、今の財政状態の絡みでの話なんですけど、このように今その貸借対照表上は損を表に出してないということで、その分が資産にどんどん積み上がっているということで、その会計基準の話もこの後あるのかと思いますが、会計基準を新たにしてですね、例えば時価評価するとなったときに、これだけ、資産に計上されてあるだけの価値がないということになりましたら、今ある借金が返せないということがまた明らかになると思うんですけど。

今はまだ、会計基準が決まってないということで、どう資産を評価するかということが

確定していないところだというふうに伺っているんですが、やはり今後それを詰めていくというのがこの委員会の趣旨かと思ひまして、その評価をしたときは恐らく借金が返せないという結論が出ると思ひれます。

そういった公社は危機的な状態にあるということで、県と公社は独立した法人であるわけなんですけど、今までは経営が公社は公社ということで運営されてきた経緯があるということをお伺ひしていますが、今後こういった危機的な状態を踏まえて、県が合意する公社の再建計画を公社が受け入れて進めていくということが必要だろうというふうに思ひます。

(根小田委員長)

ありがとうございます。ご意見をいただきましたが、その他、前回の概要説明を受けてご質問等特にございませんでしょうか。

ないようでしたら、今日の議事に入っていきたいと思ひますが、最初に「林業公社会計基準策定の進捗状況」について事務局の方から説明をいただきたいと思ひます。

(事務局)

久武ですが、説明をさせていただきます。

先ほどからご検討いただいております林業公社については、欠損が出ないようにというように特異な B/S、決算書をしてますんで、先ほど弁護士の橋本先生の方からもお話がただけましたように、地方財政の関係で健全化法というのが完全施行されまして、連結決算をしなければならない、林業公社についても一緒だということです。

資料の1を見ていただきたいのですが、「現在の公社会計」と書いてありますが、左の方に公社の考え方、これは高知県の公社だけではございませんで、全国の公社、同じような考え方でございませんで、先ほどいろんなご意見いただきましたけど、資産については個々については今までの起業投資額、それに利息を含めて計上するというございませんで。

これについてはなぜかという、今現在で製品化をされてないということで、いわゆる建設仮勘定の、要は発展途上というか生育途上でございませんで、ということで生育してくださいという判断の中で、投資を全部入れるというふうな考え方の下にやっております。そうなりますと B/S については均衡が保てるということでございませんで、先ほど公認会計士の橋本先生が言われたように、企業会計というか会計上どういう経営状態か示すということには問題がございませんで、というような欠点がございませんで。

そういうのを受けまして、先ほど言いました国の方の考え方としては、健全化法の中で時価に近い形で評価をなささいというようなことを指摘をされてます。これにつきましては総務省(国)の方は、こういう方向でやれということをお決めになっておられます。

ただ先ほど言いましたように林業の特異性、今すぐ売れるものではないとかいうような事情がございませんで、そのところを解釈をしてないというようなことで、この表の下に書いてあります、林業公社会計基準策定委員会ということで、これは地方組織で組織を

してるんですけど、先ほど言いましたように国の方が一定の基準をつくりました。その中で、これで地方財政の方は評価をしなさい。要は損失をどうするかというのを見てきなさいということの基準なんですけど、公社独自でやると、やはりちゃんとした資産査定をしなければ改革はできないというようなことで、次のページをめくっていただくと、委員で林業公社、各林業公社の役員関係、それと都道府県については各課長クラス、それと一番上の方に書いてあります公認会計士の専門的な助言をいただきまして、今その作業を進めておるところです。

先ほど言いました、一昨年、国と地方の検討会が初めて林業公社についてもたれまして、その中でも一応国の方については、林業公社の特異性があるというのを承知をしていただきまして、地方の方の案が出された段階で、また国と協議をしようということにしておりまして、今、地方の方が国の基準に対抗するための新たな基準作りをしているということ、その基準ができた段階で国と協議をしながら、林業公社の資産査定をしていきたいと。

ただ先ほど言いましたように、厳しい状況には変わりはないというふうに考えております。そうなってくると、例えば債務超過になったときについてはどうするのか、資産超過のときについてはそのまま事業をしていくんでしょうけども、債務超過になったときにはどういうふうな形にするのかというのが、今後の課題だろうなということで。多分今まではそういう会計の水準の中で実態を表してきてませんので、やはり公益法人会計基準を導入しなさいというような指導をいただいていますんで、そういう意味でも地方の方から提言をしていきたいということで考えてます。

日程でございますが、A3 の用紙がございますが、左の方に会計基準の策定委員会等々の対応ということでございます。これについては先ほども何回か出ていますが、3セク債等の改革についてということ国の方から指導がおりてると、それから初めて国と地方が林業公社について対等な立場で協議をするという期間を設けていますと。

それから25年の11月には新公益法人への移行というような大きな問題をかかえています。こういうふうな背景をもとに昨年の12月からこの林業公社会計基準策定委員会というのを12月14日に立ち上げてですね、今議論をしているところでございます。

先ほど言いましたように林業公社、林業については、今の立木を時価評価することが適正なのかどうか、やはり林業の特異性というのはあるんじゃないかということで、侃々諤々やってまして、今のところ今年度中、3月を目途に地方サイドのたたき台を作り上げたいということで、月1回ないし2回くらいのペースで作業を進めておりまして、大体の方向性は見えてきたんですけど、後少し調整はするということで3月末を目途にたたき台を作り上げまして、来年1年かけまして国との協議をしながら、どういう形の会計基準を作って、どういう形の資産査定の方をつくるというようなことで、今、少し会計上の、事実上の資産がどうなっているかというのは少しお時間をいただいているということでございます。

今現在どういう数字が出るかということについては、少し申しわけないんですが、県か

らは出てないんですけども、少なくとも3月末までには一応たたき台的なものを作って資産査定をしていきたいというようなところで、今スケジュール的には進んでおります。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。林業公社会計基準の策定の進捗状況について説明をいただきましたが、いかがですか。ご質問等ございましたら。

この地方の組織ですね、林業公社会計基準策定委員会、これの議論のまとまる方向性っていうのは、大体見えてきてるんですか。

(事務局)

方向については、かなりナーバスな世界になってきてまして、今どこの公社についてもB/S上は均衡がとれているということで、少し問題が先送りされた県があるんですけども、健全化法でいうと国の方が全国に出している通知の中では、資産超過というのは1件もございません。40公社があるんですけど、1件があるかないか、後全部債務超過の状態に移移をしています。

先ほども言いましたけども林野庁の外郭団体もございしますが、そのところもいろいろ基準を作っていて、今考えているのは今のB/Sよりも資産は劣化するんだろうけれども、地方の努力等々によって耐えられるだろうと、というような基準の中でやるということで、アバウトというか今、たたき台のたたき台くらいの準備で、各県の公社と各県の地方公共団体で調整中というような状態でございます。

(根小田委員長)

そうすると、国の考え方とはちょっと違った方向が出てくるのですか。

(事務局)

国の方の健全化というのは、ほとんど今の時価、今の価格で将来的に計算をしていって、現在に割り戻しというような計算をしてまして、時価ではないんですが、そういう計算方法を使ってまして、収益期待率という戻しなんですけども、かなり厳しい状態でございますので、林業については特異性があると。先ほど言ったようなすぐ切れないとかいうような状態がございますので、少し割り戻しを一律に決めることについて問題があるやないかとかというような議論をしてまして、ここで話してるのは、少しその割合の先ほど言いましたように、都道府県については無利子で貸し付けをしてるところでございますので、その割り戻しについては、国の方は一律に無利子であろうがなんであろうが、政府系の金融機関の利率を使って割り戻しをなささいということの指示が出てますが、現実問題としては、やはり都道府県が支援をしてるところでございますので、実行金利ですべきじゃないかということで、少し国の基準に理論構成をしているということで、会計士のアドバイスをいただきな

がら、全く違うということじゃなくて、そのポイントポイントの中で、こういう考え方ができないかということで今整理をしていると。

(根小田委員長)

素人なんで、ちょっとよく分からない点がいっぱいあるんですけども。何か、どうぞ。

(橋本特別委員)

実は、先ほど申しましたように、総務省の研究会があってその後、久武さんたち何人かの森林公社担当のメンバーの方が私の事務所に来て、評価は一体どうしてくれるんだ、評価の方法を決めないのに勝手なことを言うなど、さんざん突き上げられたんですけども。

正直に言いますと、これはもう皆さん方、感覚としてはお分かりだと思うんですが、後30年後に成木になって、それがいくらで売れるかと。その金額が出てきて、それを30年間だから、現在価値に引き戻してというのが、多分通常の民間企業の資産の評価のやり方だと思います。そうすると、30年後に成木になったときに価格がいくらになるかという、そんなこと分かるはずないじゃないと私は勝手に言っちゃうんですが、それはともかくとして、今日、本日ただ今、成木になりましたと、本日ただ今売れますということで評価できるかというのがまず第一の問題です。本日ただ今成木になったらいくらで売れるかというのがあって、初めて30年後にじゃあそれがいくらになっているんだろうかという話になる。この本日ただ今成木になって、いくらで売れるかという議論が、これが非常に難しい。

正直に言うと国内産材は、非常に売れ行き、価格が低いという現実があります。これが30年後に好転するかというあまり、明日の話は分からないので30年後も分からないんですけど、どうなんだろうかと、それが非常にネックになっているところがあります。

それからもう一つは、会計基準をどうしようが、民間企業も同じですが、会計基準をどうしようが実態は変わらないんですよ。会計基準は勝手に人間がつくるだけであって会計基準上財産があるからといって、本当に財産があるかというとなんなの全然関係ないわけです。現実には現実なんですよ。現実をどうやって認識できるように表わすかというのが、会計基準なのであって、現実には変わらないので、そこをいくら作文して上手なものを作ったって、破綻するときは破綻しちゃうわけですよ。昨日まで黒字だったけど、今日破綻したと、まさに日本航空になっちゃうわけですよ。

そういう意味であまり抽象的な会計基準の議論は、一時やらなければいけないけど、それ自体にそんなに意味があるとは思わないので、事実をちゃんと認識した上でそれをどの程度までどういうふうに説明するのかという話かなという気がしております。

それで、一つ新聞情報だけなんで私も直接聞いてないですが、間違いはないということだけ確認したんですが、神奈川県、これが「かながわ森林づくり公社」というのがあるようです。ここは、負債の総額が約300億あります。高知県より若干大きいかな、負債総額と

いう借入金ということからいくと、若干大きいですよ。

まあ、ちょぼちょぼというか、ちょっと大きい。県の貸付金が178億、それから政策金融公庫からの借り入れが92億ある、政策金融公庫については、損失補償をしている。似たような構図かもしれませんが、そういう形になっている。

それで、これについては、今年の7月末に解散することを決めたという新聞記事が出ていました。今年の7月末に決めた。造林面積が3,500haということなんですが、どういうふうに負債を処理するかといいますと、政策公庫より92億円が借入金は県が代わって弁済する、損失補償をしているので弁済しちゃ。逆に県の直接の債務は上がるだけ、(今お配りいただいているかな、この新聞記事)それから、その県の貸付金178億円については公社の所有林を時価で買い取る。この時価っていくらかが問題なんですが、それをどうやって計算したか知りませんが、1億6千万だと。公社の所有が1億6千万になってそれを買い取ると、そうすると後178億から1億6千万を引きますと176億4千万の貸付金がある、これは県は債起放棄をするという形で、7月末に解散するという決めたという新聞記事に出ております。これは、今お手元にお配りしていただいた通りであります。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。その他、いかがですか。

ただ最初言われたように、実態を示すような会計基準を模索するという方向で議論はしているわけですか。

(事務局)

先ほども先生の方からアドバイスをいただきました。要は恣意的な数字を作ったとしても全然意味がございませんので、ただ全く意味がないというより対外的に説明できると、先ほど言いましたように商品であるとか、商品でないとか、要はそういうところの中でサビ分けをしていかないといけないのかな。はっきり言いますと商品になるところについては時価評価をするとかいうようなことで、今検討をしております。

ただ、そうなったときにそれが言われたようにすべてすぐ売れるかということではないです。林業の特異性というのは森林法の絡みもございまして、すぐ伐れないとか、土地所有者との関係がございまして、すぐ商品みたいな形で作ったらすぐ売れるということではございませんので、そういうところを少し加味をして数値化をしているという作業をしている。

(根小田委員長)

いかがでしょうか。よろしいですかね。

そしたら、引き続きまして2番目の「公社としての担うべき役割」について、及び3番目の「新公益法人への移行の可否及び存廃を含めた方向性」について、これは関連します

ので、一括して説明をいただいて質疑に移りたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

それでは、説明をさせていただきます。

資料2に、A3のペーパーがございますが、左の方の上の方でございますが、これまでの公社の役割等々ということで、もともと議論していただいているように林業公社につきましては、国のビジネスモデルというか、国がある程度路線を引いた中で、各県が林業公社を設立して森林整備を進めた、分収造林方式で進めていったと、法律整備等々もそういう流れです。

ただ、ここに書いてありますように1つ1の(3)と書いてある、「森林の公益的機能の維持、増進」、それと今まで民間でできないところを対象に林業公社については、造林をしていくということでございまして、特に2番の「対象地域」につきましては、昭和40年当時でございますが、国の方から通知文が出てまして、要は地理的な条件が悪いとか、自営造林ができないとか、当然造林につきましても50年とか40年とか超長期の事業展開なんで、その時に当初は投資だけをしていくと。最終的には分収林事業というのは木を伐ったときに収益を上げるということで、ずっと40年くらいまで投資がいて、最終的に切った段階で収支が合うということなんで、なかなか民間の方が大々的にやるということができないので、財政的に大きな公共的な団体で事業をなささいということで、当時の戦後の荒れた山をこれで整備をしてきたというような趣旨がございまして。当然民間でできないところは公的なところでやっていったと、ということなんですが、先ほど申しましたように、木材価格が低下・低迷をしているとかということで、高知県の方の借入についても約280億の債務を抱えていると。これについては資産がどうなるかというのは、また厳しい話なんですが、今の価格水準からするとかなり厳しいだろうなということでございまして、こういうところにきて、数値化するという努力をしているということでございまして。

高知県の公社につきましては、公社の方で改善に向けてということで第2期の経営改善実行計画というのを20年度から進めてまして、24年度までの5ヵ年計画でやっております。これについては一応大きいのは、赤字を増やさないということで、今の既往債務の元利償還金についてはいた仕方ないんですけども、これから事業をするところについてはいわゆる経営収支というんでしょうか、そういうところについては黒字化をしていく、要は赤字を垂れ流さないというような計画の下に24年度には事業収支活動は黒字化していくと。一次ロスについては既往投資してますんで、ここについては最終的には収益を上げていくんですけど、事業展開するためには、事業をすることによって赤字になるものはやらないというような計画を今実行中でございまして。当初の20年度については、公社の頑張りもございまして、達成をしているということで、後24年まで達成をしていくというようなやり方をしています。

特にこの計画の特徴としましては、数値で明確化をしていると、例えば21年度、22年

度、どういう事業をやると、どういう面積をやってどういう収益を上げていくということで、一般の企業であれば普通の世界なんでしょうけども、5ヵ年計画の中で、数字を追っかけて売り上げをどういう形で経費をどう上げるということなんです。それに似たような数値化をして取り組んでございます。

それともう一つは、高知県の公社については約1,000強の契約団地を持っていますが、個別の団地の資産査定を独自にされまして、5段階評価をされているということで、前回もお話させていただいたように採算の合うとことか、地理的に悪いところに植えてますんで、これ以上採算が取れない、金利も払えないというようなことで5段階に分けて管理もされるということでございます。

それと一番下の3番の③の中に書いてあるんですけど、「公社負担のいらぬ事業を活用していく」と、それから有利子負債については発生しない、いわゆる「真水」というか、事業に対して新たな借入れはしないというようなことと、単年度収支の範囲内で事業をしていくと。

例えば先ほど事業をしてないというわけじゃない、収入間伐も公社の場合は、高知県の場合は、古いんで収入間伐ができる場合がございますんで、その収入間伐の収益をもって間伐をするとか管理をしていくということで、借入れをしないということにしております。そういうような計画を作りながら、今、公社に与えられた役割を推移をしているということでございます。

それと右の方に見ていただきたいんですが、「今後の役割等」ということで、大きな1番に「直近の状況」、先ほど言いましたように社会状況とか経済状況は大きく、ここ1、2年で国の動向も大きく変わりつつあって、過渡期ということで、先ほど弁護士の橋本先生も言われてたように、健全化を含めて、やはり本体の県を含めて資金的にきびしいので、やはり公社としてはちゃんとしていくべきだということで、そういう改革をなさいと。それと新公益法人、今までは大体地方公共団体が認定をしてたんですけど、そういうのではなくてやはり、公益性のある事業についてとそれ以外のことをちゃんと分けてやりなさいというようなことがございます。

先ほど言いました3セクの改革についても、25年度限りで国の支援が切られると、それと新公益法人についても25年の11月までに申請をしないと公益法人になれない等々がございます、今はそういう状況の経済状況、社会状況を伺っていると。

2番目のその次に書かれてありますが、「求められている役割」ということで当然林業公社については森林整備をしていくわけですから、当然森林を公益機能等については、維持増進をしていかなければならないということで考えています。もう一方の役割としましては、当然木材を造林、樹木を造林してますんで当然最終的には生産的に流通をしていくということでございますんで、木材の安定供給をしながら対応をしていくという環境面のところと採算の面、両方の役割を公社の方が担っておるのではないかなと考えてますんで、当然こういう役割があるだろうということで、我々も考えています。

ただ課題としましては多々ございまして、経営改善をやはりやっていかなければならない、自助努力をやはりやっていかなければならない。それとやはり、民間というかコスト意識というのを持っていかないと県の方も無期限に資金投入できませんし、当然、採算性が合わないところについては事業を考えていかなければならないということです。

それと今はやりの選択と集中、全部事業を進めていくのかどうか、やはり高知県の公社については5段階に分けてますんで、そういうサビ分けをした中の事業的なものを集中展開をするということも必要になるんじゃないかというふうに考えています。

それと、(2)の中の「公益法人への移行の条件」ですが、また後ほどご説明させていただきますけど、公益目的事業を実施しなければならないということで、実は今、公社がやっております分収林事業については、公益性がないとはいわないんですけど、公益性がどこまであるかというような判定をしていかないといけないのかなということで、林業公社については全国的な動きでございまして、高知県だけでなく、全国の公社については同じような課題を抱えてるということで、今までお話をさせていただいたように、当然公社としての役割もございまして。

ただその役割を担っていくためには当然課題も出てくるということで、その下に書いてあります「今後のあり方及び選択肢」としては、存続をさせていくというやり方もございまして、一定民営化、民間のお力を借りながら民営化をしていくということもございまして、先ほどお話ししたように神奈川とか岩手とか大分が県営林化という、県が一定引き受けるということで、県営林化をすると。すると全く公社も廃止、事業も廃止という形の大まかにすると4つくらいがあるのかな、これ以外にあるかも分かりませんが、大まかなところで4つくらいの議論が出てくるのかなということで、こういういろんなケースの下に来年1年、先ほど先生方もおっしゃっていただいた大まかな方針を決めていただいて、存続という方向であれば抜本的な改革でご議論をいただきたいと思っております。

それから、次の資料3番目でございまして、先ほどお話をさせていただいたようにこのあり方としては4点くらいの中の大枠であると考えられるのではないかなと思います。大きな方向としては、存続の方向と廃止の方向ということで、今、書いてあるのは別に県の方針でも何でもございませぬ。ただ我々が想定できるすべてのバラエティーが載せてあるだけでございまして、高知県がこうしようということではございませぬので、そのところについてはご理解をいただきたいと思っております。

存続をさせるためには、今のまま存続をさせていくとか、例えば県も同じような事業をしておりますので、県の県行造林と一体になった存続をさすということもございまして、公社の方は先ほど言いましたように資産査定という形、資産を区分をしておりますので、採算の取れるところだけ公社の事業として残していくということも考えられるのではないかと、存続としては3点くらいあるのかなと。

ただ問題点としては多々ございまして、特に大きな課題としては、存続するだけでは抜本的な改革ということにはなり得ないのではないかと、問題の先送りというか、

今少し先行している岩手、大分県についても大きな課題を抱えてるというような報告というか話も聞いているので、こういう存続をさせることについてもやはり課題がございますと。

それから右のBで民営化でございますが、民営化についてもすべてを完全に民にお渡しするというやり方もございますし、いわゆる共同でやっていく、業務提携的なそういう形でやっていくやり方もございますということになってます。

これについても先ほど言いましたようにいろんなメリット・デメリット、これから想定をしなければならないんですけどもなかなか問題があると。やはりこういう民営化等にしまうと、今現在、土地所有者については公社に対して土地を預けているということですが、民間の影響力が出たときに土地所有者がすんなり納得をしていただくかとか、そういう根本的な問題も出てくるだろうと思います。簡単にはいかないんですけど、そういう民営化の経営力とか、いわゆる官の役割と民の役割を合わせたやり方についてもあるのではないかなと。

それからCについては、県営林化ということで全部県が持つと、先ほど冒頭に言いましたように、組織としては公社はなくすんだが、事業は継続していくということもあるんじゃないかなということです。ただこういう県営林化をするときの一番大きなメリットとしては、神奈川県の場合は我々の方も情報を十分に取ってないんですが、岩手、大分については当然消費税の問題がございます。当然県の借金がございますし、資産を引き継ぐところについては、俗にいう代物弁済ということになりますんで、代物弁済になってしまうと消費税がかかってくるということになってしまいますんで、岩手、大分については消費税がかからないような事業のときに県営林化をしてますので、消費税はかかってませんが、高知県の方は収入が結構ございますんで、今のままでいくと消費税対策については問題が出てくるんじゃないかなというふうに思ってます。

それからDについては、事業廃止、事業をやめてしますということなんですが、先ほども言いましたように、土地所有者については超長期で契約をしますんで、都道府県とか公社の都合で事業をやめちゃったということが出来るのか。もしこういう事業を廃止するんであれば、分収林事業以外の受け皿を考えながら森林整備をしていかないといけないんじゃないかというようなことも考えられますし、一長一短ございますし、問題を含んでいきますので、少し時間的な整備等々については、今後の検討の余地を残して議論をしていただければということで、少したたき台的なことをご提示をさせていただいてるということでご理解をいただきたいとでございます。

それから、続いて申しわけございませんが、資料4でございますが、「公益法人制度改革の概要」、これについては「公益法人制度改革の概要」というパンフレットから抜粋をしておりますが、先ほど言いましたように、今のところは公益法人で主管庁が自由に判断をできたんですが、右の方になりますと今度は民間の有識者の委員会、各都道府県の委員会の中で意見を聞きながら行政長が判断をしていくと、一定の基準が出てくるということござい

います。

下の方を見ていただくと矢印で「公益法人」「公益社団法人」「公益財団法人」ということで書かれていますが、その下の括弧書きの中に、「公益目的事業を行うことを主たる目的とし、公益認定の基準を満たす法人」ということが、公益社団法人、公益財団法人の一つの要件だということでございます。

具体的には次の2ページを開いていただきたいんですが、上の方に「認定基準」というのがございまして、認定するためには「定款の内容が法人税及び認定法に適合するものであること」と、それから2番目には「認定法第5条の各項のかかる基準に適合するものであること」ということでございますが、ここについては詳細がかなり細かいということですが、今、パンフレットをいただいている中では、6項目くらいが大きな項目としてあるのかなというふうにしております。

一番的には「経理的な基礎を有すること」、当然財務状況が健全であること、経理的な基礎に供することの右の方の3行目でございますが、財務状況が健全であることということで、それは俗に判断としては資産の超過である、債務超過でないことというようなことが認定基準の一つになっているようでございます。

それで2番目としては、「技術的な能力を要すること」。これについては、林業公社については林業の専門家がございまして、そういう技術力を持っていますので、ここについては一定クリアーはできるものではないかなと。

それから3番目の、「特別の利益を与える行為を行えない」となっていること。これについても公社の社員、理事等については、そういう関係者というか、例えば特別の利益を与えるということにならないのかと思いますけども、まあこういう3項目を上げる。

それから、「収支相償であると見込まれること」ということでございますが、当然公益事業との費用と収入を比較をしながら相容れていくかということ、まあ当然プラスでもないしマイナスでもない、均衡をとれているということの一つの条件としております。

それから次の3ページをめくっていただきますと、「公益目的事業比率が50%以上であること」ということでございます。右の部分には、「公益目的事業比率とは」ということで、収入ではなくて事業の実施費用で計算すると、いわゆる実施費用が半分以上あることというような一定の基点がございます。

それから次の6番目ですが、「遊休財産等が制限を越えないこと」ということですが、今のところ公社については遊休というのはないので多分大丈夫だと思いますけども、1年以上公益目的事業費を、保有額が越えないということ等がございます。

それから下の方、3番の中に「欠格事項」ということがあるんですけども、監事とか役員さんの中で、公益認定の取り消しを受けた時から5年を経っていない者とか、定款上違法な行政処分を受けてるとか、行政の認可を受けることができないような事業をやっているとか、税の滞納があるとか、暴力団等々がその活動を支配しているとか、主務官庁の監督上の命令に違反しているということが欠格事項に載っておりますが、このことについては今の

ところ林業公社、道路公社としても、該当しないことではないかなということ考えてます。

そういう事業の中で、特に4ページ目でございますが、「公益目的事業とは」ということで大きく書かれてございますが、下の方の黒丸の中にA・Bでございますが、「学術・芸術・慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる事業を行っておること」と、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」ということで、いろんなチェック条項がございますということでございます。

次のところで、5ページの所がああ認定法の中で、先ほど申しましたように主たる公益事業の目的であるとか等でございますが、6ページを開いていただきまして、下の方の点々で囲んでございます公益目的事業ということで、定義というのがございまして、その1番下のところに「不特定かつ多数の者の利益増進に寄与するもの」と。別表という形で書かれてますが、下の方に林業公社については第16号、17号、「地域環境の保全または自然環境の保護及び整備を目的とする事業」、「国土の利用・整備または保全を目的とする事業」。こういうところが該当するのではないかなということと言われておりますが、不特定かつ多数の者の利益の増進ということが、分収林事業の中で言えるのかどうかというのが最大の問題点になるのではないかと。

ただ公益法人につきましては、高知県の林業公社が別に特異でございませぬので、当然全国の36の都道府県の40公社でございますんで、これについてはどこの都道府県の公社がならないとかいう話ではないと思いますんで、これについても国の方、全国的な動きで地方の方が対応していくということになろうかと思えます。

今のところ25年の11月でございますんで、もう1～2年猶予があるのではないかなと。これについても国の方と協議をしたいというふうに考えております。今のところそういう状況でございます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございます。議事の2番目3番目、一括して説明をいただいたわけですが、いかがでしょうか、ご質問等ございましたら。特にございませぬですか。

資料の3番目の、いくつかの選択肢が書かれておまして、民営化のところがありますけれども、この民営化という場合の「民」ですね、民は具体的にはどういう対象を指してるんですか。

(事務局)

先ほどちょっと申しましたように、まだ特定でどうこうというわけじゃないんです。当然林業をされてる事業体もございまして、当然、公社以外の所を想定しております。そういう所ともジョイントが組めるということができれば、そういう民営化もあり得るのではないかなと思えます。

(根小田委員長)

具体的に言うと林業の企業がありますね、企業、それから対象として森林組合なんかも入ってるわけですか。

(事務局)

まだそのところは先に申し上げたように、都道府県の県の方でも十分議論をしてないんですけども、当然森林組合さんとかそういう所も対象にということで、念頭には入れるようにはしております。

(根小田委員長)

他、いかがですか。

(金子委員)

この3の同じ資料で、「存続ということになれば県の無利子貸付の継続が不可欠である」というような記載があるかと思います。まあ存続ということで無利子貸付を続けていくということであれば、そのお金が貸し付けということですので返ってくるのかっていう、いわゆる償還の可能性というのが問題になってくるのではないかと。

その場合に、償還の可能性がないと判断される、これは今後できる評価の基準にもよるんでしょうけども、仮に償還の可能性が極めて低いような評価がされた場合に、法的に住民訴訟等が起こるリスクというのがあるのではないかというふうにちょっと考えられます。

貸し付けがその違法性、必要性の判断については、県が関係した事例で、平成18年の7月13日に高松高裁でありました「グリーンピアの運営」について、高知県が貸し付けをしたところその後破綻したと。破産の手続きに入ったということで、お金が返って来なかったという事案がございます。

これについては、高裁では違法とは言えないというような判断をいただいている、その判断基準としては、「償還の可能性が低いということだけをもって違法とはいえない」と。その貸し付けの趣旨目的ですとか、地方公共団体の地理的・社会的・経済的状況とか、議会への対応等々を考慮して、総合的に考えるというような判断が示されているかと思いますが、償還可能性の有無をもって直ちに違法とはいえないという判断を示されていますが、ただここで客観的にも主観的にも償還の可能性がない場合は、「ともかく」という留保が付けられております。

これ逆に言いますと、償還の可能性が全くないようなというふうに判断されるような場合には、また別の判断が下るといった可能性もございます。高裁のレベルの判例ですが、裁判例ですのでその辺りの配慮も知った上で決定をしていくことが必要かというふうに考えます。以上です。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。

今のところは存続のケースの場合に、1には県の無利子貸付の継続は不可欠だとう書いてあって、3番目の縮小存続の場合はどうなりますかね。

(事務局)

これも想定の話で申しわけございませんが、縮小の場合については1の括弧のところに、事業、まあ不採算林を廃止すると。いわゆる採算が合う所だけを公社へ残すということでございますので、もうこれ以上借金は増えない、要は二次ロスが発生しないという前提で、今、公社の方は5つのランクに分けてますので、縮小等については採算の合える所だけ、いわゆる上下分離とか分社化とかいろいろ俗に言うんですけども、そういうような分離をしていくというふうな形で、採算の合う所だけは事業展開するとその時点では赤が出ない。その以降に事業を失敗すると赤になる可能性はあるけど、出発時点では赤が発生しないということで、継続するというところでございます。

(根小田委員長)

初歩的な質問ですけども、存続のケースというのは先ほど3番目の所でありました、新公益法人への移行っていう形で存続すると。

(事務局)

そのところについては、また言えばこの委員の中で議論をしていただけたらいいんでしょうけども、公益法人にならなかった場合について、今みたいな形で先ほど金子弁護士が言われたように、一つの団体にまあ一般となれば普通の民間と同じなんです。そういう所に対して、今のような手厚い支援ができるかどうかということになると、少し難しいのではないかなと。どうしてもその公益法人になるということで考えてはいますけども、ただ分収林事業自体そのものが、公益性の事業にあるかどうかというのが少し問題を抱えてございますので。

そのところが国がつくった分収林制度でございますので、これについて公益性がないと否定されると厳しいところがございますので、やはり国とタッグを組んで公益法人になれるように努力をしたいとは思っていますが、公益法人にならないければ、都道府県によっては支援はできないというか、一般の企業と同じような形の支援しかできないというような反論をしている所もございます。

(根小田委員長)

今の公益法人に移行できるってというような可能性があるとして、その場合に例えば、A

の1の現状存続みたいなことになった場合にも、ここに書いてある県の無利子貸付の継続は不可欠なんですか。

(事務局)

これで今考えておりますのは、県の公社の負債は約280億ございまして、そのうちの90億ぐらいが有利子負債でございまして、これについては県が、いわゆる総務省が否定されるんですけど損失補償をしましてしておりますので、約定が来て、償還が、公社の方が今収入がございませぬので、なければ公社も破産をしますんで、県が支援をしていかないといけない。そういう意味では貸し付けが増えると。ただ健全化法の趣旨から言うと、損失補償をしてるのも将来的には都道府県が負担を見るんだよという判断をしないと難しいのではないかと。

結局は公社が破産をしてしまうと、損失補償の契約は履行しなければならないということで、全部県がその債務を負わなければならないという契約をしてるもので、実質的には債務が増えないということでの貸し付けなんで、先ほども言いましたように「真水」を貸すというか、新しい事業展開のために貸すというか、赤字補填のための事業展開への貸し付けをするというのは考えてはおりませぬ。

(根小田委員長)

他の委員の方、何か。はいどうぞ。

(森永委員)

根本的なことなんですけれども、今日のゴールはどこにあるのかなと思うんですけど、質疑応答で終わるということによろしいですか。

(根小田委員長)

公社の今後のあり方の基本的方向性については、次回の会議でかなりつつこんだ議論をしていただくってことで、今日はできるだけ率直な疑問点等を出していただいて、問題点を十分に認識するということが主たる今日の会議の目的だということに考えていただいたら。

(森永委員)

そうしますと、存続するかあるいは民営化するとかいろいろ判断ですけど、先ほど貸借対照表の問題がありましたけども、もう一つ問題というのは、事業収支がどうなっているのかという本当のところなんですよ。

その事業収支がこの分で見ますと均衡してないということで、その分は借入金が増えていくという状況なんですけども。もしくはこの通りであるとしますと、県の方からどんど

ん借入金を入れる余裕があるのかどうか、なければもうこれは他の処理を考えないといけないと思うんですけど、その方向性につきましては、問題はほんと簡単だと思います。単なる意見です、はい。

(根小田委員長)

他に何か。今のことについて何かコメントありますか。

(事務局)

まあおっしゃる通りでございまして、計画の所でご説明をさし上げましたが、今5ヵ年計画で事業展開をしています。これを完成すると24年度には、いわゆる森永さんの言う事業の収支、いわゆる経常じゃなくて経営収支。いわゆる事業継続のためには「真水」、まあ言わば新しい負債が増えないと、既往債務は別にして、増えないという前提で今事業展開をしていますので。

そういう意味ではあと少し、24年度までは過渡期中で、とうてい今まではそういう事業収入が得られませんでしたので、今公社の方は一生懸命頑張ってくださいまして、頑張ってください、自助努力もしながら収入も上げていただいて、事業活動収支については黒になるという前提で24年までは考えています。それまでは少し赤が出ているということで、少し県の貸付金が増えてるというのは間違いないですけども、今すぐ止めてしまうと先ほどのように県の借金、貸付金が170億ぐらいございまして、もうこれはまったく返って来ないということになります。

我々としてはやっぱり返してもらおうという前提ですので、やはり収益を上げていただくというためには少し時間が要るのかなあということで、24年のこの計画を実行していただくというふうには思っています。

(根小田委員長)

はい、どうぞ。

(橋本特別委員)

今の段階で一度確認だけさせていただきたいんですが、その24年まで、今計画通りに入れば、それ以後は一応事業費というのか新たな負債は増えないと。これ今支払利息毎年2億くらいあるんですが、これも弁済できるということなんでしょうか。

(事務局)

この計画を作った時については、いわゆるキャッシュフローだと思うんですけども。キャッシュフローについては利息までは…いわゆる既往債務の元利償還金については、公社の今のすぐの利益では難しいということでございます。ただ今年補正で、県の方がこの有

利子負債の利子についても補助金化をしまして、約2億円ぐらいの有利子負債の利息分については県の方が補助金を出すということで、先ほど弁護士の橋本先生が言われたように、有利子負債の利息については県が補助金を出して支援をしていくということで、多分これは全国どこもやってない支援になると思いますけども、かなり厚い支援をして支えてるといふ状態に今年からしております。

(根小田委員長)

よろしいですか。はい。

(橋本特別委員)

その関係でもう一つちょっと確認させてください。

今、有利子負債、一応は2億ぐらい出ていて補助金でということなんですが、それはそれでよろしいんですが、今の金利の話ですが、現在の有利子負債になっている金利と、例えば最終どうなるか分からないけれどもいわゆる3セク債というものが今言われていますよね。3セク債というのは県が県の借金として借り入れてもう全部返しちゃうという話なので、県が肩代わりするということなんですが、その時の金利、それぞれの金利の関係はどんな感じになりましょうか。

(事務局)

これについては想定、3セク債については起債の30年債という超長期で、国では珍しい制度でございますが、当然地方の公共団体の財務体質によって違いますんで、東京都とか違いますんで。今のところ財政当局に確認をしたところ、高知県でもし30年債を発行した場合については、約2%から2.5%ぐらいの間になるのではないかなというふうには思っています。もしこの3セク債を使わしていただくとすると、3セク債の場合については、金利の半分部分については特別交付税を受けられるということでございますので、もしその2%にすれば1%分は国の方から特別交付税で戻ってくる。県の実質は1%だというふうになる、かなり有利な制度だと思っております。

それと今の有利子負債の金利については、加重平均でございますが約2.4%強ぐらいで動いてますんで、ほぼ3セク債の30年物とほとんど変わらないのではないかなと。そのところで特別交付税があるかどうかというのが、少し検討の対象になるのかというようには思っております。

ただ3セク債についても、いろいろハードルがいくつかあり、そのところがこれから総務省さんとも勉強していきながら考えていかないといけないと思いますが、3セク債は25年度まででございますんで、使うにしても一定の早い段階で公社の方向性を定めないとだめなのかなというようには思っております。

(根小田委員長)

その他、いかがでしょう。どうぞ。

(橋本委員)

資料3についてですが、今このAからDまでパターンがあって、その各パターンごとにいくつか更にケースが分かれてありまして、今、メリット、課題というふうに書いていただいているんですけど、単純に、その公社の問題が採算ということにはならないんだとは思いますが、これ、どのケースを進んで行くと、今の県が負担する金額がどうなるのかですね、負担が減るのか、もっと中には負担が増えるというのも現状存続とかだとあるのかなと思ひまして。こういう例が、金額的に採算金額が出ていたら、もっとこの資料分かりやすいのかなと思うんですけども、出せたら出していただくと、大まかな流れのイメージでかまわないと思うんですけどいかがでしょう。

(事務局)

今の段階で、我々の方もかなり難しいというのが現状でございまして、先ほども言いましたように、国の方の支援策、まあ国の方の支援策なしでというのもあり得るんだろうなと思ひますけども、やはり地方としては国の方が、特にビジネスモデルとしてつくっておいて、債務についてはノータッチだということにもなりませんし、今回については、総務省さんの方がかなりご協力いただいております、今回特別交付税なんかを見ても倍増していただいて、かなり地方財政に対して努力、協力していただいておりますので、我々としたらやっぱり総務省、林野庁のご協力をいただきながら、少し救っていききたいなということを考えてます。

今少し、国の方の支援策がまだ固まってないという状態でございまして、これについては、最終的に判断をいただく場合については、数字で追っかけないと出ないと思うんですけども。少し不確定要素ということで、そこまで数字化をしてはございませんので、当然比較考慮をする時については来年以降という形で、国の方の支援とか、先ほども言いましたように資産査定とか、B/S でどうなるかによって計算をしていこうかなという、委員さんの方のお声をいただきながら煮詰めていきたい、それで比較考慮できればなあというふうには、事務局の方は思っております。

(橋本委員)

大変になるというお話です、ただこのどのケースを進むかというのは、それを決定するのはいつになるんでしょうか。それまでに数値化できずに、どれを進むかというのを決定するということになるんでしょうか。

(事務局)

その点については、またご指導いただきたいと思うんですけども。今回については何ら議論ができないと、たたき台的な考えられるケースをすべて入れておりますんで。例えばこういうケースごとに、長期収支と言うんでしょうが、立てて出さないと判断はできないよと言うことであればこういうやり方もございますし、ある程度委員の中で議論していただいて、要は選択の中でもし選ぶというか、選択をしていただいて、その中で選ぶという二つの取り上げ方がございますけども。

これについてはもし委員さんの方が、これ出したんならすべての案で数値化をせえとおっしゃって、議論を進めていかないとできないという場合については、それは議論していただきますし、議論の場合にやはりこれはちょっと難しいよねというので落としていった中で、議論をさしていただくということもありますし、それについては、委員さんの議論の仕方によって事務的な対応をしていきたいなというふうに思っております。

(根小田委員長)

どうぞ。

(橋本委員)

やはり現状で細かく数値化するのは大変だろうなと思うんで、そこまでは数値化しなくて結構かとは私思うんですが。

例えばDの事業廃止というのをすればですね、分かりやすく言うと県の負担は、今、公社が抱えてある借金の280億が、県の支援負担になりますということかなと思います。

存続していけば、現状存続するのと縮小存続とか、またこれでも借金が増えるのか、あるいはちょっとでも回収できる方向になるのかと、そういったのもあると思うんですね。

例えば完全民営化というのもありまして、これも、もしないと…まずないことなんですが、今の県が抱えてある資産をそのまま引き継いでもいいという名案があれば、それはそれで県の負担はゼロでいけるわけですね。そういうことはあり得ないと思いますけど、ただここで言う完全民営化が、どういう負担を民間が引き継ぐかというのもあるかと思ひまして。そういう大きなイメージで分かればよいのかなと思ひました。

(根小田委員長)

よろしいですか、意見の趣旨。

(事務局)

はい、分かりました。

(根小田委員長)

今日出されたのは理論上で考え得るケースみたいな感じがあつて、具体的な可能性とし

てはどれぐらいなのかというようなことはありますよね。

やっぱり県民の立場からすると、最終的に存続にせよ廃止にせよ、県民の負担がどうなのかというのが一番大きな問題ですから、そのところではやっぱり、分かるような形で選択肢を提示していただく方が議論をしやすいですよ。次回基本的な方向性、大体出すんだということであれば、ちょっとその辺りのところは材料としてあった方がいいんじゃないかなという気がいたしますけど。

どうですか、国の支援策が固まらんから言うておっしゃったんだけど、ただ国の支援策というのは渋いって言うように想定しておいた方がいいわけで。手厚い支援策なんか当てにすると、またどうなるか分かりませんので、むしろそれは渋いぞという想定で考えた方がいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょう。

(事務局)

我々も事務局の方としては、実はそこまで考えていなかったとがございまして。

というのは、橋本先生が言われるように、完全民営化にしても、今の資産をそのまま負債も全部引き取っていただくというのが一番いいんだろうなと思いますけども、通常の業務提携的といったら、資本提携という多分その民営化というか、相乗りでいくときについては、多分資産査定をされたり、その資産の中でしか引き取らないぞと。査定された中と今の簿価との間についてはロスになりますんで、そのところ実は、我々ここはかなりナーバスというか、神経質にならないといけないということが一つ。

それと民営化の方を考えた時に、当然土地所有者のことも考えていかないといけません。土地所有者は、はっきり言いますと県に近いというか、公的などこの会社に対して山を貸していただいていますんで、それが全く民営化、民間の方で同意が得られるかどうかとかですね。また、公社の分収林事業について、実は詳しく説明をしてないところが時間的にございまして、かなり土地所有者の問題とか、根本的な問題が多々ございます。というのは複雑な問題がございまして、そのところ少し説明をする時間が要るのかなというふうに我々も思ってまして、そのところを説明しない限りなかなか一足飛びにっていうのが難しいのではないかな。特に分収林事業というのは、多分先ほど言いましたように、どんな契約者がおって、どういう実態があつてというのがかなり特異な手法を使っていますんで、そのところ少しご理解、ご説明さしていただきながら次に進めればなというふうには思っていたんですが。

どうしても委員さんのご意見の中で出された議論、大まかな方向も出さないと、というご指示いただくと、それは出さないと判断いただけないでしょうけども、一つまあ我々の方はこういういろんな不確定要素、資産の査定もしていますので、来年以降、25年というのはあんまり長く押すつもりはないんですが、県としては来年1年ぐらいかけてご議論いただければ一番助かるなあというふうには思っていたんです。

(根小田委員長)

最終的に例えばどういう、存続する場合でもどういう形で存続するかだとか、そういうことも最終的な判断は来年度に入ってからということですか。事務局から前回私がお伺いしたのは、次回の2月か3月の会議で、この公社のあり方についての基本的な方向性はこの委員会でね、つまり、例えばもう廃止するか、いや廃止しないだとか、事業はどうするかとか、どこがどう引き継ぐだとか、そういう基本的な方向については年度内の会議で出すんだっていうふうに聞いたんですけど、それでいいですか。

(事務局)

事務的に考えますと今すぐ、今まで十分な議論ができてませんので、我々としてはできれば来月の時に、大まかな方向を決めていただきたいと思います。

その時に、なかなか廃止とかいうのは実は難しいのかなというのがあり、勝手な思いとしては、いろんな課題を含みながら、おっしゃたようにすぐには廃止できないと思ってますんで、そこを来年1年間かけてご協力もいただければなど。

できればその課題があるんだけど、課題を来年1年間の中で集約をしていただけるなら、抜本的な改革案を来年1年かけて作って、議論していただければなどというふうには思ったんです。

(根小田委員長)

最初に橋本特別委員がおっしゃったことが頭にあるんですけど。つまり公社っていうものを、組織をどうするかという問題と、今までやってきた公社の事業をどうするかという問題、ちょっと切り離して考えた方がいいんだとおっしゃいましたよね。そういう観点で、その辺のとも含めて、基本的な方向性は年度内の会議で出すんだということでもいいんでしょうか。

つまり公社廃止っていう、もう公社はやめるという基本方向を、まあ仮にですよ、この委員会で年度内にこういうような。その点も含めて、公社は続けるのか廃止するかという判断は、年度内でやるんだっていうことでもいいんでしょうか。そこまではやらなくて、それは来年度に入ってから時間かけて検討しましょうということなんですか。

(事務局)

事務的には先ほど言いました公社が、例えば組織として廃止をした時についても事業は存続をしますので、どうしても受け皿が要ります。その受け皿については今のところあるのは県だけでございますので、それを1ヵ月でなかなか県以外の所というのは議論が難しい。そうなるとう県営林化という前提になるんだと。

事業については先ほど言いましたように、土地所有者の方々からやはり公社としては土地と事業を預かっておりますので、任意の契約といえども、公社の都合ですぐに廃止いう

ことはできないだろうなということで議論をしたいなど。

これは都合のいい思いなんですけども、いろんなそういう財務的な問題と、組織の問題と、事業の問題と、もう一つ土地所有者という大きな問題があると思いますので、そのところ少し、一足飛びに公社の廃止という議論はなかなか難しいのかなというふうに思っています。

先ほど言いましたように、組織をどうするかと、事業をどうするかと、両面含めて来年度抜本的な形の議論をしていただければというふうには思っていたわけでございます。確かにちょっと問題はございます。

(根小田委員長)

いえいえ、僕は事務局の方が聞くからね、議長の方に言われてたのは、年度内の次回の会議で基本的な方向性はこの委員会を出してくれと。そうすると基本的な方向性っていうのはいったいどの線まで出せということなのか、ちょっとよう分からんようになってきたんです。

私は何か存続か廃止かぐらいな、大まかな線を出すのかなっていうような気がしてたんですけど、その辺はどんなですか。そこまでは時間がないから。

(事務局)

事務局が思ってたのは、廃止という選択肢も一つは当然あり得ると思いますし、そのところについてはメリット・デメリットをもう少し深く判断しないと、先ほど橋本公認会計士が言われたように、その時の財務的にどうなるのか、県の負担がどうなるかっていうところも、実は我々の方で申しわけないんですけど、あと1ヵ月ぐらいの中でその整理ができるのかというような問題もございまして、少しそのお時間をいただけたらなと思っています。

但し、今までみたいな形じゃなくて、今まで公社の方は24年までの計画を作ってますし、当然そういう計画の中で赤字を出さないという体質にしながら改革をしていくと。その中ではスピードが遅いんで、少し委員会のご意見をいただいてスピードを上げるとか、抜本的にもう少し大手術をしなければならぬとかというようなご意見をいただいて、抜本的な改革をしたい。極端な話をすると、事業を全部引き継ぐのかどうか、やめるのかどうか。そこは採算性の合うとことかやるのか、少し分社して分けてやるとかという議論は、来年含めてやっていただければなというふうに思ってたんでございますが。

(根小田委員長)

その基本的方向性を決めるということの、「基本的方向性」というのがよく分かんなくなってきたんです。

それは今の場合だったら、要するに公社がまあ24年度まではやるので、ともかくそれを前提としながら抜本的な改革方針を出してくれみたいなことなんですか。抜本的な改革を

来年度1年間かけて検討しますと、そういう方向性を出してほしいというような意味合いに聞こえたんですけど、そういう理解でいいですか。

(事務局)

非常に難しい問題なんですけれども、おっしゃられるようにまだ基礎的な資料とかが揃ってませんので、それをもって判断をしてくださいというのは非常に都合のいい話です。ただその行革の委員会が、本年度末で一定終わるということもございますので、当面、検討をしていくということを前提に、当面、存続をさせながら中を詰めていって結論を出すというような形になろうかというふうに思っていましたけれども。

(根小田委員長)

大体分かりました。

それと関連してちょっともう一つ質問です。例えば今後の役割等で、求められる役割として森林の公益的機能の維持増進ってありますよね。で、それを公社が、その役割として今後とも引き続いてやっていく必要があるんじゃないかというところだと思うんですけど。その点に関連して、例えばそういう森林の整備っていいですか、そういう問題については公社だけでなくいろんな所がやりますよね。だからそういう他の団体というか、事業体との関係、例えば国との関係だとかね。そういうことも含めて、公社の役割はやっぱり不可欠だということが言えないと、公社は必要だいうようにならないと思うんですけども、その辺りのところどうなんでしょう。

(事務局)

今の公社の事業というのは、分収林事業を主にやっております。委員長が言われるように、公社以外の所でも森林整備を扱っている所はございます。

ただ公的に言うと、我々もそうなんですけども不採算の場合、森林の中でも整備ができないところございますので、そういう所についても少し事業展開を広めるなりですね、例えば森林整備をするのであればそういうところの役割も公社が担っていくとかで。

確定するというわけじゃないですが、例えば分収林事業を縮小した時に、そういう余力があればそういう事業をやっていくとか。そういうもう少し公共的なところと、いわゆる民間でいうプラットホーム事業的なことをしていくと、公益性が高くなるんじゃないかなというふうには思っておるんです。ただできるかどうかというのはまだあれなんですけども。そういうことで公益性、民間ができないところについて団体がやるということに意義があるのかなというふうには思っておるんです。

(根小田委員長)

ごめんなさい、また話が繋がりますけど、それをそうすると当初国が考えていたような

ビジネスモデルとしての側面、林業、経済林としての側面、その関係というかその辺はどうかなんです。そちらはやっぱりもう考えんところと、もうあんまり可能性低いぞと、だから公益的な側面だけで、重点を公益的な事業というか、そちらに重点を移して存続していくような発想になるんですかね。そこのところは僕、中途半端な気がしてるんです。

(事務局)

基本的には先ほど、うちの公社についても5段階の中で分けてまして、採算で言えば合わない所も実は出てきてます。これは高知県の公社だけじゃなくて全国的な公社の中なんです。ただそういう今まで育てた山を、公社が財務的に問題があるということでやめていっていいだろうか。

それと先ほど言いましたように、公益的な機能、当然、木があることによって水源のかん養とかいうことがございますので、そこのところについて分収林事業ということで、途中から土地所有者に4割を返すということが少し問題になるのかなあ。そういうところを少し修正をしていけば、例えば採算の合わない所についても、言わばそれはもう採算だけであって、要はもうそんなもんはもう民間でとか、こちらに置いとけという理論構成になればそれはそれなんでしょうけども。県を含めてなんですけど、やっぱりその今まで育てた所を事業をやめてしまって、もう知らないよというわけにはいかないんで。

今の分収林事業では、収支均衡というか、国のビジネスモデル上は、最後に収支がとんとんになるという事業でございますので、そこのところを少し変えていかないとというふうには思ってる。

だからいわゆる林野庁の方も「環境林」という言い方をしてるんですけども。環境林というのは先ほどのように水源かん養とか、採算性以外のところを重視する林を育てていくということもありますので、少し目的をそういう方向にやっていかないと、採算だけというのは難しいのかなというふうには思ってます。

そういうのが理論構成上、県民の方にご理解いただけるかどうかっていうのは、また議論があるんだと思いますけれども。ただ今まで30年も40年も育てた木を、明日から財政的にだめだということで捨てられるかどうかっていうのはちょっと疑問だと思います。そういうのを議論をしていただければなっていうふうには思ってます。

(根小田委員長)

その点はよく分かるんですけど、やっぱりもう一つの側面は、さっき橋本委員がおっしゃったように県民の負担というか、これがどうなるのかという問題ですよね。その点でやっぱり、もともと最初の説明にもありましたけど、国が音頭取って始めた事業で、それについて公庫辺りがどんどんお金を貸し付けてきたわけですよ。私はやっぱり、滋賀県のケースで報告書を読ましてもらいましたが、国の責任だとか公庫の責任ってものすごくあると思うんですよ。そこのところをどうするかという問題も、県民の側からするともち

ろんありましてね。だからその問題もあるんだってことで、話をもう少し分かりやすく整理してもらわないとなかなか判断しにくいなっていう感じがあるんですよ。

上の行革委員会の方からすれば、財政的なもの、まあ行革っていう観点から公社はどうするのか、今ある県の公社を存続させるのか廃止するのか、そういう基本的な方向性を出してくれということだと思っんですよ。で、その判断を次回、基本的な方向性を出すということは要するに存続か廃止かっていうことですよな、大まかに言うと。

ただまあ事務局なんかの意見は、要するにいろんな困難な事業だとか、今後の役割とか考えた時に、「はい、廃止」っていうふうなことにはなかなかならんのかなというところで、抜本的改革を来年度検討するということで、当面存続というようなそんな線を考えてるように、話を伺っているとそんな線かなあと。そういう判断をする上でも、僕としてはできるだけやっぱり県民の負担がどうなるのかというはっきりした数字が出なくても、このケースはどうなるかいうぐらいの大まかな、大体の想定が出てきた方が次回の会議では判断しやすいかなというように思っんですけど。まあそれちょっと検討してください。

その他いかがですか。

(高村委員)

基本的な質問なんですけれど、先ほど採算の話が出たんですけど、採算が取れるっていうのはどういう状態を採算が取れるというふうに言ってるんでしょう。

(事務局)

今、公社の方も県の方も、考え方としてはABCというか5段階に分けましたよということを説明させていただいたんですけど、その中でいわゆる既往債務を団地ごとに振り分けてますんで。例えばAという団地の中で債務が10やということで、例えば将来的に伐った時に11増えるといくと、採算が合うという判断をしています。いわゆる今までの債務を全部返せるのが採算が合うと。返せなければ採算が合わないというようなさび分けをしています。

(高村委員)

つまり280億を、団地ごとに面積単位で振り分けて、そこでは280億のまあ1部をちゃんと回収できるというのが採算が取れるということですね。つまり土地の持ち主にいくばくかお金が返るとというのが、採算が取れるということですよ。

(事務局)

公社側からいえば、分取割合は今のところ基本的には4対6。4割は土地の方へいく、所有者にお返しすると。6割は公社の収入でございますんで、採算が合うというのはその6割で合うかどうかという話の議論でございます。公社の収益の中で、土地所有者につ

いては無条件に今の契約上4割をお返ししなければなりませんので、6割が公社の収入で
ございます。6割で今までの投資した額が回収できるかどうかというように、いわゆる
金融庁がよくやる債務者区分ていうような理解をしていただくと、理解しやすいかなとい
うふうに思っております。要は借金が返せるかどうかという判断をしておるんですけど。

(根小田委員長)

どうぞ。

(橋本委員)

今その採算は、そのお考えということなんですけど、今後この事業を継続していくかとい
うことを考える上での採算は、今後かける投資ですね、事業費を上回る収入があるとい
うのがあればそれは継続する価値があると判断できると思うんですね。で、なかなかその
借金まで返すという団地だけを残すと、もう本当に限られているかと思えます。ですがそ
の団地だけでなく、借金を返せないんだけど継続することで少しでもその借金を減らせる
というのがあれば、それは意思決定として投資すべきと、十分採算があると。そういう使
い方もあるのかなと思います。

私が今思っているのが、私の言葉のニュアンスで言って、採算がある事業はとりあえず
継続をしていく方向だと。採算取れない団地についてはそしたらもう廃止、まあ事業をや
めるのかということは判断が必要になってくるかと思うんですけど、そこで公益的機能と
いう話になるのかなと。採算は取れないんだけど、公益的機能があるんでその団地を継続
するというものを選別していくということかなあと。いうのは前、武田先生が書かれてあ
った検討委員会のレポートにありましたんで、それを言わせていただきました。

(根小田委員長)

いかがですか、その他。

(森永委員)

素朴な疑問なんですけど、先ほど公益法人の移行とありましたんですけど、その条件とし
て一つは債務超過でないっていうことがありましたが、これはもう、もろ引っ掛かるんじ
ゃないかなと思ったんですけど、その辺りすみません。

(事務局)

ここはグレーのところだと思うんですけども、先ほども言いましたように、今のB/S上
は債務超過にはなり得ないんで、今のままのB/Sで行けばそこがクリアーはできるんだろ
うなと思いますけども。先ほど言いましたように、国の方の基準を含めて地方の方も少し
考えないといけませんので、その時に今の国の方の基準でいうと、かなりの県の公社が厳

しいと言うんですけども、そこは林業の特異性を加味してないということなんで、少し地方の方で加味して。

だからその試算を、どういう形に出るのかによって、マイナスがどのくらい出るのか。債務の場合については国の方、総務省じゃないと、林野庁がお考えなのは、県の無利子貸付があるでしょうと。そのところについても一定考えないといけないのかなというのがあることはあるんですけども。それはただ、都道府県としては一概にそれを受けるわけにはいきませんので、当然県の債務でございますんで、そういう資本に戻すということをして即にはできないわけではないんですけども、そういうのも考え方としてはあり得るのかな。そのテクニックに落ちるのかも分かりませんが、そういう考え方もあり得るんだろうと。少しそこは判断をまたご検討いただければと思います。

(森永委員)

もう一つの条件で、収支の均衡が取れていることとありましたけど、今の状況でこれもクリアーできるんですか。

(事務局)

先ほども公認会計士の橋本先生がちょっと補足していただいた、私の方が説明不足で申しわけなかったんですけども、旧債務だけじゃなくて、当然これからの投資分を含めて収支の計算をしておりますので。旧債務だけの紹介じゃなくて、これから投資をしていって、それによって整備をされて商品化されて、戻ってくるということでございますので。

ただ先ほども言いましたように、公社の場合は1000契約団地ございますが、全部が全部回収して返せるわけではないので、そのところは少し事業の方は集約化を図らないとできないのかなあとは思っています。

ただ、もうなんぼ投資しても投資以下にしか返って来ないということに対して、投資をすべきかどうかという議論もございます。いわゆる均衡しなければならないということになると、今のままでいうと事業展開ができるのであればいいんですけども、少しそこがリストラというか、事業の集中を図っていかないといけないなど。だからそこは「経済林」と「環境林」に分けて、環境林は少し外すというような処理が一つはできないのかなあというふうには事務的には思っているんです。それがいいかどうかは別にして、現状的には全ての事業をそのまま護送船団みたいな形では難しいとは思っております。

(森永委員)

ありがとうございます。

それと、ちょっとこの事業の検討なんですけど、自分の感想なんですけど、例えばこの収支決算書がありますけど、支出の中で事業支出とかありますがその内訳がないので、これが本当にいいか悪いかいう判断ができないんですけど。この状況で将来的にどうするのか

考えるというのは、ちょっとどうかなと思ったんですけど。まあ単なる感想です。

(根小田委員長)

いかがでしょう、その他。

(橋本特別委員)

1点よろしいですか。

今の話とも関連するんですが、公社の存続、廃止、まあどちらにするにしても一番先に出てくるのが人件費・販管費の話だと思うんです。今まで人件費・販管費の話は全然出てなくて、事業自体の話だけしてるんですが、組織を残すというのは当然人件費と販管費がかかるわけなんで。ただそれを直営したからって、県の方が一切係わらないというわけではなく、また見合ったものが当然かかってくるわけなんで、その辺も一緒に考えなきゃいけないと思いますんで、もし資料をお作りになるのであればそちらの方も。要は組織を維持するための、今17ページの正味財産増減計算書の方に、経常費用これの方が詳しいんで見ますと、人件費と販管費で1億ぐらいなんです。これをどう考えるかというのも大きな要素だと思いますんで、それも含めた検討の資料がいただければと思います。

(根小田委員長)

はい、その他ご質問等ございませんでしょうか。

事務局、何かありますか、はいどうぞ。

(事務局)

すみません、先ほどの議論の巻き戻しで申しわけございませんが、先ほど言いました、来月に、委員長がおっしゃっていただいたように、大まかな方向性を決めていただきたいというふうに思っております。ただ十分説明ができてなかったということと、我々としては時価会計、会計基準を含めて少し抜本的にというか、存続、廃止含めて、存続するためには少しデータが少ないのかなあというふうに思ってます。我々の方としては国の、今やってる地方オールジャパン、地方でやってる資産を含めて、それくらい出てくるとある程度方向性っていうのが、数値が出てくるのかなあ。抜本的な改革をするためには当然、言われるように数字を出して行って、まあ仮定の世界なんですけど、それも数字で追いかけていかないと判断がなかなか難しいだろうなと思ってはいるんですけども。

改革をしなければならぬというのは、委員さんの方もご理解というか、認識は同じだろうなと思ってますが、そのところについて廃止というのも選択肢の一つではあるんですけども、廃止するについてはこういう議論があるよということで、年度以降を越えて抜本的な対策の中で議論をしていただけるように、とりあえず来月には、問題はあるけど今のところ課題が大きすぎるということで、課題の先送りじゃないですけども、少し議論を続

けていただけるような方向性を示していただけるというように、我々そういう方法は考えてたんですけれども。

数字は確かに言われるように、出していかないといけないと思うんですけども。そのところに数字を出していった時に、少し我々としても信憑性を出していかないと、不確定な数字を出していった時に、なかなか違う議論になってしまうというのもちょっと危惧をしているところがございます。ご理解をいただければなというように思っております。

(根小田委員長)

他、特にございませんか。

(高村委員)

ここでこういうふうな議論をするのも、有意義だと思うんですけど、私のように理解が乏しい人間は、例えばこの分収林のABCDE ランクの、それぞれの山の状況はどういうふうになっているかというのを現実を見せていただいたり、森林公社さんの事務的な仕事で、どういうことを具体的にやられているのでこれぐらい人がいるんだというふうな、そういうのを現地で見せていただくというふうな、そういう理解の悪い人だけのための、何かそういうふうな視察みたいなことは可能じゃないでしょうか。ちょっとここだけではなんか間違ったことをしそうで。

(根小田委員長)

私も含めてちょっと素人というか、森林関係については確かに、ちょっと門外漢で理解不十分なところがあるんですよ。

(事務局)

私どもの事務的については先ほど言ったように、分収林制度のその制度ももっと説明をさしていただきたいし、山も見てくださいと思っておりますし、できれば公社の方へも行っていただいて、どういう状態なのかというのを見てくださいと思っておりますけども。

それも先ほどのように申しわけないですけども、全体としてはもう1回、来月1回で考えてますんで。来年度抜本的に見直すためにはそういう現状を見るということであれば、我々の方も皆さんで行っていただくのか、それとも時間のつく先生方が分配して行くのかそれは考えますけども、我々としても現地を見ていただきたいというふうに思っております。説明をさせていただければなと思っております。

(根小田委員長)

その他、特にございませんでしょうか。

僕、さっきから頭に引っ掛かっているのは、求められる役割の所で公益的機能と、それから木材の安定供給。要するに経済林としての、そこが一緒でしょう、一緒に二つあるわけね。これの兼ね合いというか、そもそも国の方も当初はたいていそういう想定でやってますよね。ところがビジネスモデルの方は、全部想定が外れてるわけですよ。で、今後そのビジネスモデルとする側面を残すにしてもその想定ですよ、成り立つかどうか、ちょっとその辺がすごく気になるところがあるんですよ。

前回大まかな試算で、最終的にいつでしたかね、平成何十年か、主伐をやった時に、その売却価格を時価で評価した時に、結局最終的な損益バランスはマイナス 30 億ぐらいだという話ありましたよね。それも机上の計算ですよ。だからそこら辺どう考えたらいいかものすごく気になっておまして、そここのところもなかなか判断しにくいなっていう。それで公社が今後残っていくにしても、そういう公益的な役割と何かビジネスとしての側面と、両方併せ持っていくわけですよ。そこら辺が何か中途半端やなっていう気がものすごくするんで。

つまり公益的機能が必要だって言うんなら、それはそれで公社じゃなくて別の所が担うとかいうことだって考え得るわけよね。ビジネスとしてやるんなら、ビジネスとして徹底してそっちでやるんだみたいなそういう考え方もできるんで、両方一緒にやるというのはどうも曖昧な気がするんですよ。だから採算が取れそうな、優良なっていうか、ビジネスとしてやれそうな所はまた別の形でやるっていう可能性だってあり得るんで、そこと公社の存続というところをどういうふうに考えたらいいか、そこら辺ちょっと頭がクリアになるような、次回は資料を何か出していただけるといいなあと思ってるんですよ。ちょっとすごく気になってるんです、そこ。

いずれにしても次回、年度内にもう 1 度当委員会を開かせていただくということで、基本的な方向性を 2 月の会議で議論させていただきたいと思うんですけども、そのための資料として、事務局の方でも今日のいろんなご質問、ご意見等整理していただいて、いろんな条件付き、留保付きで存続するっていうような結論になるにしても、委員の方でできるだけ判断しやすいような材料があれば、できるだけ出していただくようお願いしたいなと思います。

ということでよろしいでしょうか、今日のところはもう大体ご意見も出尽くしたような感じですので、次回の会議で基本的な方向性を議論するという事でやっていきたいと思えます。その他、何か事務局の方で今のことも含めましてございましたら。

(事務局)

すみません、今日のご意見いただいた中で少し整理をさしていただいて、ちょっと次回までにまとめるようにさせていただきます。それとこれは事務局の勝手な都合でございますが、できればもう 1 回、2 月の末をめどに 3 回目の検討会をさせていただきます。日程調整はまた事務局の方でさせていただきますけども、そういう形で 2 月の末で調整させて

いただいてよろしいですか。よろしければ事務局の方で個別にあたらせていただきます。

(根小田委員長)

はい、ということで本日の委員会は終了させていただきたいんですが、各委員の方々大変ご苦勞さんでございますけど、次回、基本的な方向性を検討することになりますので、お考えをおまとめいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

どうも本日はお疲れさまでございました。ありがとうございました。